

## 壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会運営に関する確認事項について

### 1. 委員について

- (1) 委員の氏名、所属する団体の役職等を記載した委員会名簿を町公式 web サイトにおいて公開する。
- (2) 第 2 号委員は当て職とし、代表者等に変更があった場合はその後任が引き継ぐ。
- (3) 委員が欠席の場合、代理は認めないこととする。

### 2. 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって、議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないようにすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行う。

### 3. 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ委員会の許可を得るものとする。
- (2) 開催する会場の状況等に応じて傍聴人の定員を決める。
- (3) 傍聴人が会議の録音、写真・録画撮影等を希望する場合は、あらかじめ委員会の許可を得るものとする。

### 4. 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
  - ①会議名、開催日時、開催場所、出席者
  - ②議題
  - ③傍聴人の数
  - ④議事内容（原則として発言委員名は明記せず、発言内容を要約して記載する）
  - ⑤その他必要な事項
- (2) 委員長は、毎回の委員会において会議録署名人 2 名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- (3) 会議録は、会議資料とともに町公式 web サイトにおいて公開する。

### 5. 会議の開催について

平日開催を基本とする。